地縁による団体の認可事務の状況等に 関する調査結果

令和6年3月

総務省自治行政局市町村課

I 調査対象

地方自治法(以下「法」という。)第260条の2第1項に定める自治会、町内会等の町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(本調査において「地縁団体」という。)で、その区域の住民相互の連絡を行う等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするもの(婦人会、子供会、青年団等の団体は含まない。)のうち、同項の規定に基づき、地域的な共同活動を円滑に行うために市町村長の認可を受けた「認可地縁団体」の状況について調査したものである。

Ⅱ 調査基準日

本調査の基準日は、令和5年4月1日とする。

Ⅲ 調査結果

1 地縁団体の名称別総数の状況

今回の調査により、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が把握した地縁団体の総数及び名称 別内訳は、表1のとおりである(「参考資料1 地縁団体の名称別総数一覧」参照)。

表 1 (単位:団体、%)

区	分	自治会	町内会	町 会	部落会	区会	区	その他	合 計
寸	体 数	130,569	67,329	17,882	4,218	2,731	34,735	38,374	295,838
構	成 比	(44.1)	(22.8)	(6.0)	(1.4)	(0.9)	(11.7)	(13.0)	(100.0)

2 年度別認可地縁団体総数等の状況

(1) 年度別認可地縁団体数

法第 260 条の 2 第 2 項に定められた要件に該当する地縁団体の代表者が、市町村長に認可を申請し、市町村長はこの要件に該当していると認めるときは認可することとなり、また、同法第 14 項により、認可地縁団体が所定の要件を欠くこととなった等の場合には、当該市町村長はその認可を取り消すことができることとされている。

平成30年度以降の各年度末日時点における認可地縁団体の総数等は、**表2-1**のとおりである(「参考資料2年度別認可地縁団体総数一覧」参照)。

表 2 - 1 (単位:団体、%)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		(平成 31 年度)			
認可地縁団体総数	52,204	53,343	54,359	55,249	56,078
(対前年度増加率)	(-)	(2.1)	(1.9)	(1.6)	(1.5)
当該期間中の認可団体数	1,238	1,142	1,034	910	840
当該期間中の認可取消団体数	11	3	18	20	11

(注)「認可地縁団体総数」とは、各年度末日時点における認可地縁団体の総数である。

また、令和3年の第11次地方分権一括法による地方自治法改正により、不動産等の保有(保有予定)の有無に関わらず、幅広い地域活動を行う地縁による団体については、市町村長が認可することによって、法人格を取得することが可能になった(令和3年11月26日施行)。

認可地縁団体の総数うち、「不動産等を団体名義で保有すること以外の目的」で法人格を取得した認可地縁団体の数は、表2-2のとおりである。

表 2 - 2 (単位:団体、%)

区 分	令和3年度	令和4年度
認可地縁団体総数のうち「不動産等を団体名義で保有する	77	85
こと以外の目的」で法人格を取得した認可地縁団体の数		
(対前年度増加率)	(-)	(9.4)

(注)法人格取得の目的については、認可申請時の提出書類等で正確に判断することが困難であるため、市町村において提出書類や応対記録等に基づき判断している。

(2) 認可地緣団体所在市町村数

今回の調査は全ての市町村が対象となっており、このうち、認可地縁団体が所在する市町村 数は、以下のとおりである。

市町村総数 1,741 団体(a)

認可地緣団体所在市町村総数 1,479 団体(b)

割 合 ((b)/(a)) 85.0 %

(注)「市町村総数」は、令和5年4月1日現在のものである。

3 目的別認可地縁団体数の状況

法第260条の2第2項第4号において、地縁団体が認可を申請する際には、当該地縁団体の目 的等を掲げた規約を定めていることが必要であり、その目的には、良好な地域社会の維持及び形 成に資する地域的な共同活動を行うことが求められている。

認可地縁団体を規約に定められた目的別に分類すると、表3のとおりである。

表3 (複数回答あり)

表3 (複数回答あり)	(単位:団体、%)		
区 分	団 体 数	割合	
住民相互の連絡(回覧版、会報の回付等)	4,776	(92.5)	
集会施設の維持管理	4,429	(85.8)	
区域の環境美化、清掃活動	4,819	(93.3)	
道路、街路灯等の整備・修繕等	1,077	(20.9)	
防災、防火	2,505	(48.5)	
交通安全、防犯	1,932	(37.4)	
盆踊り、お祭り、敬老会、成人式等の行事開催	1,334	(25.8)	
スポーツ・レクリエーション活動	1,342	(26.0)	
文化レクリエーション活動	1,625	(31.5)	
慶弔	528	(10.2)	
社会福祉活動(主に子どもを対象とした活動)	1,020	(19.8)	
社会福祉活動(主に高齢者を対象とした活動)	1,134	(22.0)	
行政機関に対する要望、陳情等	827	(16.0)	
その他	1,469	(28.4)	

⁽注)「割合」は、平成30年度から令和4年度までの間に認可された認可地縁団体に 対する割合である。

4 認可地縁団体の認可時における構成員数の区分別地縁団体数等の状況

法第 260 条の 2 第 2 項第 3 号において、地縁団体の認可要件の一つとして「その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること」とされている。

地縁団体の認可時における構成員数の区分別認可地縁団体数及び加入率別内訳の状況は、**表4** のとおりである。

表 4 (単位:団体)

D //	認可地縁		加入率別内訳				
区分	団 体 数	50%未満	50~70%未満	70~90%未満	90~100%		
50 人未満	798	73	72	183	470		
50 人以上 ~ 100 人未満	950	44	118	259	529		
100 人以上 ~ 300 人未満	1,648	95	222	495	836		
300 人以上 ~ 500 人未満	643	24	139	244	236		
500 人以上 ~ 1000 人未満	566	39	141	221	165		
1000 人以上 ~	445	49	151	161	84		
合 計	5,050	324	843	1,563	2,320		

⁽注1)資料の滅失等により、認可当時の規模及び加入率が不明である団体があるため、平成30年度 から令和4年度までの間の認可件数と一致しない。

(注2)「加入率」は、区域内の住民総数に対する地縁団体の認可時における構成員数の割合である。

5 地縁団体認可のための事務処理日数別件数の状況

(1) 認可申請受理から認可決定までの所要日数別件数

法第 260 条の 2 第 5 項において、地縁団体から認可申請を受理した市町村長は、所定の要件に該当していると認めるときは認可しなければならないとされている。

具体的に認可申請を市町村長が受理し、市町村長が認可決定をするまでに要した事務処理の 日数別にその件数を表すと、**表5-1**のとおりである。

表 5 - 1 (単位:団体、%)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	1 //00 3 4 1/2	(平成 31 年度)	17 11.1 2 1 12	17111 3 1 2	10 10 1 10
	122		272	201	241
	422	375	373	291	241
1週間以内	(34.3)	(33.1)	(36.3)	(32.4)	(29.5)
1週間超	378	318	255	248	224
2週間以内	(30.7)	(28.1)	(24.6)	(27.6)	(27.4)
2週間超	151	129	115	107	88
3週間以内	(12.3)	(11.4)	(11.1)	(11.9)	(10.8)
3週間超	105	119	109	89	111
4週間以内	(8.5)	(10.5)	(10.5)	(9.9)	(13.6)
4週間超	50	75	70	72	65
5週間以內	(4.1)	(6.6)	(6.8)	(8.0)	(7.9)
5週間超	41	35	39	37	26
6週間以內	(3.3)	(3.1)	(3.8)	(4.1)	(3.2)
6週間超	33	19	22	14	13
7週間以內	(2.7)	(1.7)	(2.1)	(1.6)	(1.6)
7週間超	19	23	24	19	23
8週間以内	(1.5)	(2.0)	(2.3)	(2.1)	(2.8)
8週間超	31	40	27	22	27
	(2.5)	(3.5)	(2.6)	(2.4)	(3.3)
A ₹1.	1,230	1,133	1,034	899	818
合 計	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

⁽注)資料の滅失等により、各年度の認可件数と一致しない。

(2) 地縁団体の認可時に係る標準処理期間の設定市町村数

行政手続法第6条では、行政庁が申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めることとされており、この趣旨に則り、地縁団体の認可事務に係る標準処理期間を設けている市町村数は、 $\mathbf{表}5-2$ のとおりである。

_		
表5-2	(単位・団体 %	,)

区 分	団 体 数	(構成比)
1週間以内	48	(18.6)
1週間超2週間以内	77	(29.8)
2週間超3週間以内	11	(4.3)
3週間超4週間以内	56	(21.7)
4週間超5週間以内	37	(14.3)
5週間超6週間以内	12	(4.7)
6週間超7週間以内	2	(0.8)
7週間超8週間以内	1	(0.4)
8週間超	14	(5.4)
合 計	258	(100.0)

6 認可地縁団体の告示事項等の変更状況

(1) 告示事項別変更届出済認可地縁団体数

法第 260 条の 2 第 11 項の規定において、認可地縁団体は、告示された事項に変更が生じた場合、当該市町村長に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ることとされている。

告示事項変更の届出があった認可地縁団体の告示事項別の状況は、表6-1のとおりである。

(単位:団体)

表6-1 (複数回答あり)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合 計
		(平成 31 年度)				
名 称	62	83	66	58	99	368
規約に定める目的	151	138	138	141	124	692
区域	229	230	217	236	243	1,155
事務所	2,073	2,119	2,154	2,191	2,198	10,735
代表者氏名・住所	15,339	16,144	16,352	16,992	16,968	81,795
その他	114	74	84	102	54	428
合計(純計)	15,473	16,223	16,372	16,920	16,874	_

(注)「合計(純計)」は、重複分を除いた純粋な合計値であり、各期間中にいずれかの告示事項を 変更した認可地縁団体の実数である。

(2) 規約事項別変更認可申請済み認可地縁団体数

法第260条の3第2項の規定において、認可地縁団体の規約を変更する場合には、市町村長 の認可を受けなければならないこととされている。

地縁団体の目的等、規約に掲げられる事項別の変更の認可を受けた認可地縁団体数の状況は、 表6-2のとおりである。

表6-2 (複数回答あり)

表 6 - 2 (複数回答あり) (単位:団									
区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合 計			
		(平成 31 年度)							
目的	131	125	107	120	137	620			
名 称	57	92	63	49	58	319			
区域	235	256	235	263	265	1,254			
事務所の所在地	233	266	241	295	298	1,333			
構成員の資格事項	165	199	190	202	199	955			
代表者関係事項	342	375	410	383	384	1,894			
会議関係事項	276	313	362	406	399	1,756			
資産関係事項	160	140	151	136	154	741			
その他	603	647	653	694	684	3,281			
合計 (純計)	1,496	1,639	1,656	1,665	1,705	_			

⁽注1)「合計(純計)」は、重複分を除いた純粋な合計値であり、各期間中にいずれかの規約 事項の変更の認可を受けた認可地縁団体の実数である。

(注2) 「その他」は、解散の規定や規約の変更方法について回答をしている団体が多い。

7 認可地縁団体の不動産等の登記名義の変更状況

(1) 不動産登記名義変更の内容別認可地縁団体数

市町村長の認可を受けた地縁団体は、不動産等を有している場合、不動産等登記の名義人となることが可能となる。

その名義変更の内容別に認可地縁団体数の状況を表すと、表7-1のとおりである。

表 7 - 1 (単位:団体)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合 計
		(平成 31 年度)				
単独の個人名義から変更	209	231	171	175	110	896
複数の個人名義から変更	343	517	440	279	333	1,912
単独の法人名義から変更	109	51	44	39	42	285
複数の法人名義から変更	6	36	4	2	23	71
単独の地方公共団体名義から変更	101	87	133	74	88	483
複数の地方公共団体名義から変更	4	3	2	3	2	14
その他	27	34	49	32	25	167
合 計	799	959	843	604	623	3,828

(2) 不動産名義変更時の問題点

認可地縁団体名義に登記を変更し、不動産等登記を取得するまでの問題点を挙げた認可地縁 団体の状況は、表7-2のとおりである。

(単位:団体)

表7-2 (複数回答あり)

令和3年度 平成 30 年度 令和元年度 令和2年度 令和4年度 区 分 合 計 (平成 31 年度) 名義人(又は相続人)の 33 51 35 58 40 217 同意を得るのが困難 構成員の同意を 9 7 10 14 19 59 得るのが困難 名義変更時点の 13 23 20 15 95 24 構成員の把握が困難 法務局の登記手続に 13 8 13 18 61 時間を要した 法務局職員が制度を 3 2 4 14 十分に把握していない 司法書士が制度を 0 2 1 3 2 8 十分に把握していない その他 31 5 6 2 6 12

8 不動産登記法の特例の申請手続の状況

(1) 不動産登記法の特例の申請件数とその処理状況

法第 260 条の 46 第 1 項において、認可地縁団体は、当該認可地縁団体が所有する不動産であって、表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であるものについて、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該不動産に係る公告を求める旨を市町村長に申請することができるとされている。

不動産登記法の特例の申請件数と処理状況は、表8-1のとおりである(「参考資料3 年度 別不動産登記法の特例申請件数」参照)。

表 8 - 1 (単位:団体)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合 計
		(平成31年度)				
申請件数	321	247	399	279	348	1,594
申請を相当とした件数	303	230	390	256	334	1,513
申請を相当でないとした件数	1	2	2	11	2	18
審査中の件数	17	15	7	12	12	63

(2) 不動産登記法の特例の申請における疎明資料の状況

認可地縁団体が、不動産登記法の特例の申請をする際には、法第 260 条の 38 第1項各号に 掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならないとされている。

不動産登記法の特例の申請時における事項別の疎明するに足りる資料は、 $\mathbf{表 8 - 2 \sim 5}$ のとおりである。

表8-2 (複数回答あり)

①不動産を所有していること。

(単位:団体)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合 計
		(平成 31 年度)				
事業報告書	131	92	123	71	95	512
その他	172	138	275	190	241	1,016

(注) 「その他」は、総会の議事録や②10年以上占有していることを疎明するに足りる資料と同じ回答をしている団体が多い。

表8-3 (複数回答あり)

②10年以上占有していること。

(単位:団体)

区分	平成	令和	令和	令和	令和	合 計
	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
		(平成				
		31 年度)				
公共料金の支払領収書	20	23	29	21	26	119
閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本	60	56	86	56	51	309
旧土地台帳の写し	40	31	45	34	37	187
固定資産税の納税証明書	35	32	53	21	33	174
固定資産課税台帳の記載事項証明書	69	43	45	33	36	226
精通者等の証言を記載した書面	168	130	188	168	208	862
申請不動産の占有を証する写真	30	25	49	17	43	164
その他	64	50	107	51	54	326

表8-4 (複数回答あり)

③名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者であること。 (単位:団体)

区分	平成	令和	令和	令和	令和	合 計
	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
		(平成				
		31 年度)				
認可地縁団体の構成員名簿	103	81	90	66	103	443
市区町村が保有する地縁団体台帳	32	40	36	33	31	172
墓地の使用者名簿 (申請不動産が墓地である場合)	2	6	6	4	3	21
その他	166	125	258	153	197	899

表8-5 (複数回答あり)

④登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

区分	平成	令和	令和	令和	令和	合 計
	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
		(平成				
		31 年度)				
登記関係者の「住民票」及び「住民票 の除票」が存在しないことを証明した 書面	88	89	142	77	84	480
登記記録上の住所に宛てた登記関係 者宛の配達証明付き郵便が不到達で あったことを証明する書面	79	71	100	88	92	430
精通者等が、登記関係者の現在の所在 を知らない旨の証言を記載した書面	153	102	111	97	141	604
その他	34	29	75	16	30	184

9 不動産登記法の特例の申請から公告までに要した事務処理日数別件数の状況

(1) 特例の申請受理から公告までの所要日数別件数

法第 260 条の 46 第 2 項において、認可地縁団体から前項の公告を求める旨の申請を受理した 市町村長は、当該申請を相当と認めるときは、当該申請を行った認可地縁団体が同項に規定す る不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係 者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者は、当該市町村長に対し異議を述べるべ き旨を公告するものとされている。

具体的に公告を求める旨の申請を市町村長が受理し、市町村長が公告をするまでに要した事務処理の日数別にその件数を表すと、 $\mathbf{表9-1}$ のとおりである。

表 9-1 (単位:団体、%)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		(平成 31 年度)			
	136	91	203	101	95
1週間以内	(45.5)	(39.6)	(52.1)	(40.2)	(28.4)
1週間超	82	53	79	46	131
2週間以内	(27.4)	(23.0)	(20.3)	(18.3)	(39.2)
2週間超	19	18	32	39	24
3週間以内	(6.4)	(7.8)	(8.2)	(15.5)	(7.2)
3週間超	18	23	28	40	30
4週間以内	(6.0)	(10.0)	(7.2)	(15.9)	(9.0)
4週間超	16	11	17	7	8
5週間以内	(5.4)	(4.8)	(4.4)	(2.8)	(2.4)
5週間超	1	6	4	1	19
6週間以内	(0.3)	(2.6)	(1.0)	(0.4)	(5.7)
6週間超	3	3	2	3	6
7週間以内	(1.0)	(1.3)	(0.5)	(1.2)	(1.8)
7週間超	4	7	3	2	3
8週間以内	(1.3)	(3.0)	(0.8)	(0.8)	(0.9)
8週間超	20	18	22	12	18
	(6.7)	(7.8)	(5.6)	(4.8)	(5.4)
△ 割.	299	230	390	251	334
合 計	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

(注)資料の滅失等により、各年度の申請相当件数と一致しない。

(2) 相当と認めた特例の申請の公告手続の状況

法第260条の46第2項の公告に係る登記関係者等が、同項の期間内に同項の異議を述べなかったときは、第1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があったものとみなすこととされている。

また、第2項の公告に係る登記関係者等が、同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、その旨及びその内容を第1項の規定により申請を行った認可地縁団体に通知するものとされている。

法第 260 条の 46 第 2 項による公告手続の状況は、表 9 - 2 のとおりである。

表 9 - 2 (単位:団体)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		(平成 31 年			
		度)			
申 請 相 当 数	303	230	390	256	334
公 告 予 定	1	2	7	3	0
公 告 中	30	23	20	23	59
公告終了、異議申述者なし	272	201	360	221	274
公告終了、異議申述者あり	0	4	3	9	1

参 考 資 料

参考資料1 地縁団体の名称別総数一覧

区分	自治会	町内会	町会	部落会	区会	区	その他	合計
北海道	3,044	10,132	638	134	77	487	650	15,162
青森県	343	2,119	759	91	20	8	200	3,540
岩手県	2,116	660	8	177	54	47	747	3,809
宮城県	1,114	1,598	0	71	147	550	926	4,406
秋田県	1,438	2,970	1	688	0	28	353	5,478
山形県	1,106	1,692	208	391	66	302	858	4,623
福島県	741	2,142	388	178	69	2,090	341	5,949
茨城県	2,791	3,610	155	6	642	2,014	3,877	13,095
栃木県	3,305	2	646	0	0	97	519	4,569
群馬県	901	769	96	106	31	967	86	2,956
埼玉県	4,767	363	705	37	25	1,162	153	7,212
千葉県	4,255	968	1,429	0	32	2,274	1,112	10,070
東京都	4,258	320	3,155	86	3	0	1,128	8,950
神奈川県	5,018	1,879	227	0	16	66	300	7,506
新潟県	3,104	2,900	2	31	43	1,119	1,671	8,870
富山県	1,815	2,157	0	18	66	311	176	4,543
石川県	9	1,403	1,714	0	5	837	31	3,999
福井県	1,785	174	1	0	14	1,420	361	3,755
山梨県	1,562	33	0	0	9	868	71	2,543
長野県	1,499	851	487	63	258	2,314	1,542	7,014
岐阜県	6,570	1,388	1	1	52	504	47	8,563
静岡県	2,882	2,087	2	6	15	1,080	93	6,165
愛知県	1,992	5,087	158	24	23	975	5,932	14,191
三重県	4,651	94	21	0	87	690	109	5,652
滋賀県	2,695	262	2	0	0	326	137	3,422
京都府	1,699	481	0	1	7	913	256	3,357
大阪府	5,515	147	5,965	1	6	173	1,086	12,893
兵庫県	7,368	863	2	0	2	864	1,089	10,188
奈良県	3,613	223	0	0	2	102	82	4,022
和歌山県	2,256	770	0	0	9	722	25	3,782
鳥取県	1,067	436	12	331	95	256	535	2,732
島根県	3,438	2,499	1	3	12	169	593	6,715
岡山県	2,427	4,359	0	97	88	447	3,010	10,428
広島県	2,252	3,160	0	8	3	565	978	6,966
山口県	6,144	290	0	65	54	557	92	7,202
徳島県	2,375	1,590	1	252	94	179	614	5,105
香川県	6,340	0	0	0	0	0	22	6,362
愛媛県	2,317	801	1	185	17	1,412	1,606	6,339
高知県	1,404	1,429	0	812	174	399	475	4,693
福岡県	3,797	2,438	1,061	4	109	2,022	1,068	10,499
佐賀県	1,234	27	0	70	6	826	344	2,507
長崎県	2,681	781	4	7	181	59	573	4,286
熊本県	1,093	319	1	79	29	2,340	1,466	5,327
大分県	2,612	79	30	1	53	1,246	332	4,353
宮崎県	1,477	270	0	168	20	668	1,177	3,780
鹿児島県	4,911	707	1	10	16	68	1,450	7,163
沖縄県	788	0	0	16	0	212	81	1,097
合計	130,569	67,329	17,882	4,218	2,731	34,735	38,374	295,838

参考資料 2 年度別認可地緣団体総数一覧

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
北海道	1,011	1,030	1,044	1,054	1,062
青森県	517	530	537	553	563
岩手県	493	511	536	549	561
宮城県	505	521	530	546	555
秋田県	950	978	996	1,019	1,040
山形県	1,577	1,591	1,611	1,621	1,633
福島県	1,034	1,062	1,093	1,110	1,129
茨城県	918	946	960	987	1,007
栃木県	789	812	825	845	858
群馬県	733	760	773	791	803
埼玉県	829	848	869	879	895
千葉県	1,214	1,241	1,262	1,284	1,305
東京都	1,098	1,112	1,123	1,138	1,152
神奈川県	1,318	1,339	1,363	1,386	1,403
新潟県	2,529	2,570	2,600	2,632	2,663
富山県	1,256	1,314	1,335	1,350	1,365
石川県	970	985	1,007	1,022	1,030
福井県	942	958	974	992	1,003
山梨県	344	354	359	367	373
長野県	1,602	1,647	1,690	1,711	1,745
岐阜県	1,324	1,348	1,371	1,385	1,403
静岡県	1,872	1,900	1,932	1,967	1,996
愛知県	1,661	1,678	1,693	1,710	1,731
三重県	1,361	1,387	1,402	1,429	1,454
滋賀県	1,127	1,146	1,164	1,183	1,197
京都府	822	848	876	905	927
大阪府	905	918	934	950	965
兵庫県	2,060	2,111	2,173	2,230	2,284
奈良県	586	596	608	623	635
和歌山県	719	734	741	746	764
鳥取県	735	760	785	803	822
島根県	1,056	1,073	1,089	1,096	1,114
岡山県	1,618	1,659	1,691	1,718	1,749
広島県	1,027	1,078	1,125	1,145	1,163
山口県	1,138	1,151	1,167	1,183	1,199
徳島県	118	123	127	131	136
香川県	1,312	1,325	1,337	1,349	1,361
愛媛県	686	697	709	721	733
高知県	394	2 204	2 421	427	439
福岡県	2,356	2,394	2,421	2,444	2,469
佐賀県	1,283	1,321	1,336	1,354	1,375
長崎県	1,199	1,219	1,236	1,254	1,272
熊本県	1,722	1,765	1,820	1,851	1,876
大分県	1,219	1,247	1,279	1,313	1,337
宮崎県	1,025	1,052 1,918	1,080 1,966	1,092	1,103
沖縄県	1,882	380	393	2,001	2,020
合計	52,204	53,343	54,359	55,249	56,078
口司	32,204	უა,ა4ა	54,559	33,249	30,078

参考資料 3 年度別不動産登記法の特例申請件数

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
北海道	0	0	0	1	0	1
青森県	2	4	1	5	1	13
岩手県	0	2	10	1	1	14
宮城県	5	5	1	2	7	20
秋田県	5	7	5	6	3	26
山形県	16	10	9	7	13	55
福島県	32	22	53	10	11	128
茨城県	5	6	7	10	6	34
栃木県	2	2	2	2	2	10
群馬県	1	2	7	3	0	13
埼玉県	3	3	1	3	2	12
千葉県	8	4	6	5	6	29
東京都	3	2	0	2	3	10
神奈川県	3	0	1	2	3	9
新潟県	16	17	20	11	13	77
富山県	5	0	5	5	1	16
石川県	1	2	4	3	3	13
福井県	7	4	1	9	5	26
山梨県	2	1	3	1	0	7
長野県	9	10	21	6	12	58
岐阜県	2	3	8	2	5	20
静岡県	5	2	10	2	3	22
愛知県	10	4	4	3	6	27
三重県	16	5	6	35	11	73
滋賀県	4	3	6	12	5	30
京都府	5	4	8	3	3	23
大阪府	4	1	3	3	0	11
兵庫県	6	5	8	7	8	34
奈良県	2	2	3	5	1	13
和歌山県	2	1	8	1	4	16
鳥取県	24	12	33	20	115	204
島根県	1	1	2	1	3	8
岡山県	6	8	10	2	13	39
広島県	5	7	3	1	3	19
山口県	16	1	7	2	3	29
徳島県	0	0	1	0	1	2
香川県	0	1	1	0	1	3
愛媛県	0	3	2	0	2	7
高知県	3	2	1	1	2	9
福岡県	16	15	11	16	6	64
佐賀県	7	15	16	7	14	59
長崎県	2	4	2	5	6	19
熊本県	28	13	22	9	15	87
大分県	13	10	10	6	8	47
宮崎県	12	11	6	7	9	45
鹿児島県	6	10	46	30	5	97
沖縄県	1	1	5	5	4	16
合計	321	247	399	279	348	1,594